

証券コード 3372  
平成24年2月9日

株主のみなさまへ

大阪市西区北堀江二丁目3番3号  
株式会社 関門海  
代表取締役社長 田中正

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年2月23日（木曜日）営業終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年2月24日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 大阪市住吉区住吉二丁目9番89号  
住吉大社吉祥殿1階「明石の間」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第23期（平成22年12月1日から平成23年11月30日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第23期（平成22年12月1日から平成23年11月30日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |            |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案 | A種優先株式発行の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件  |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件  |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kanmonkai.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

【お知らせ】

第23期定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご参照ください。

(提供書面)

## 事業報告

(平成22年12月1日から)  
(平成23年11月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、急激な円高の進行や、東日本大震災による甚大な被害と原発事故に伴う電力不足による経済活動の停滞懸念により、景気の先行きが不透明な状況で推移いたしました。

外食産業におきましても、原発被害による放射能汚染への不安から、従来以上に食に対する安全意識が高まったことや、震災後の自粛ムードが継続したことなどにより、個人消費者の生活防衛意識は依然として強く、企業を取り巻く経営環境は一段と厳しい状況となっております。

このような状況のもと、当連結会計年度におきましては、当社グループは、これまでの事業拡大路線から「玄品ふぐ」事業への原点回帰へと大きく戦略のシフトチェンジを行い、総菜宅配事業の譲渡、養殖事業からの撤退、不採算店舗の閉鎖を積極的に行うとともに、本部機能の縮小を中心としたコスト削減を実施いたしました。

当連結会計年度におきましては、店舗運営事業の主力事業であるとらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」については、震災以降の一般消費の落ち込みの影響もあり、景気後退による売上低減を予想した計画どおりに推移いたしました。コストの見直し等を積極的に進めた結果、想定以上の営業利益を確保することができました。また、玄品ふぐ以外のその他の外食店舗につきましても、事業計画の見直し以前に出店が決まっておりました壇之浦パーキングエリアの事業（平成23年10月1日より株式会社関門福楽館にて運営）は順調に立ち上がったものの、株式会社だいもんが運営する回転寿司「すし兵衛」につきましても、回転寿司業界の競争が激しく、売上が減少いたしました。

一方、株式会社トドックが運営する総菜宅配事業につきましては、原点回帰の戦略には合致しないことから、平成23年9月1日に全ての事業を譲渡いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、不採算店舗の閉鎖や総菜宅配事業の期中における譲渡の影響もあり7,231百万円（前年同期比20.0%減）となり、営業利益は本部費用を中心とした営業費用の削減もあり56百万円（前年同期は46百万円の営業損失）、経常損失は48百万円（前年同期は118百万円の経常損失）となりました。

また、当連結会計年度に、店舗閉鎖損失165百万円、減損損失141百万円、事業構造改善費用82百万円等による特別損失680百万円を計上したことにより、当期純損失につきましては775百万円（前年同期は890百万円の当期純損失）を計上する結果となっております。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来の「研究開発型外食事業」から「店舗運営事業」へ名称を変更いたしました。セグメントの名称変更は、外食以外の店舗運営を開始したことによる、事業実態により適した名称への変更であり、名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

#### （店舗運営事業）

店舗運営事業では、とらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」を主力業態とした店舗運営を行っております。

「玄品ふぐ」直営店舗につきましては、エンターテインメント化と市場拡大のための啓蒙活動として、夏限定のコース「焼きふぐ・蒸しふぐコース」、女性をメインターゲットとした「福華コース」の導入など、顧客満足度の向上を図りつつ、グループクーポンサイトの活用などの施策を実施するとともに、不採算店舗を積極的に閉鎖することにより将来の収益性の改善に向けた準備を進めております。その結果、当連結会計年度末における直営店舗は前年度末から14店舗減少し52店舗（関東地区35店舗、関西地区13店舗、その他4店舗）、当連結会計年度の売上高は3,044百万円（前年同期比13.3%減）となりました。

「玄品ふぐ」フランチャイズ店舗につきましては、一部店舗の業績悪化や契約期間満了による店舗閉鎖や脱退が見られ、その結果、当連結会計年度末におけるフランチャイズ店舗数は前年度末から10店舗減少し38店舗（関東地区20店舗、関西地区18店舗）となり、フランチャイズ事業に関連する当連結会計年度の売上高は、とらふぐ等の食材販売、ロイヤリティ等により731百万円（前年同期比10.7%減）、フランチャイズ店舗における店舗末端売上高は1,782百万円（前年同期比8.2%減）となりました。

玄品ふぐ以外のその他の店舗につきましては、壇之浦パーキングエリア内の商業施設の運営を平成23年4月から開始し、関門海グループの強みを活かしたふぐ料理とふぐ関連商品の提供により売上高の増大を図りましたが、その他店舗は、景気低迷や「玄品ふぐ」重視戦略により店舗業績の回復もままならず、低い水準で推移しております。その結果、その他の外食店舗の店舗数等は前年度末から4店舗減少し23店舗、当連結会計年度の売上高は1,753百万円（前年同期比9.3%増）となっております。

以上の結果、店舗運営事業の直営店舗及びフランチャイズ店舗を合わせた当連結会計年度末における店舗数等は前年度末から28店舗減少し113店舗となり、当連結会計年度の売上高は5,530百万円（前年同期比6.8%減）、営業利益は477百万円（前年同期比4.1%増）と減収増益となりました。

#### （総菜宅配事業）

総菜宅配事業につきましては、当連結会計年度からデリバリー方法と物流体制の抜本的な見直しや業務管理コスト削減のためのシステム化を進めるなど、低コスト化を推し進めると同時に事業譲渡を模索し、当該事業につきましては、平成23年9月1日に全事業を譲渡しております。事業譲渡までの総菜宅配事業の業績は、売上高1,567百万円（前年同期比47.7%減）、営業損失83百万円（前年同期は125百万円の営業損失）となりました。

#### （その他の事業）

食材販売等その他の事業につきましては、暖簾分け店舗や業務提携先への食材販売等により、売上高は134百万円（前年同期比26.8%増）、営業利益7百万円（前年同期比53.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、店舗運営事業における新規出店及び店舗リニューアルを中心に73百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

- 1) 当連結会計年度の設備投資等の資金は、自己資金及び借入金を充当いたしました。
- 2) 平成23年11月7日第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権を発行し、当連結会計年度において、当該新株予約権の行使により10百万円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社の子会社である株式会社トドクックは、同社が運営する全事業（総菜宅配事業）について、平成23年7月15日付で締結いたしました事業譲渡契約に基づき、平成23年9月1日付で全事業を譲渡いたしました。

当社が運営する壇之浦パーキングエリア商業施設の運営事業を、当社の子会社である株式会社関門福楽館（平成23年9月21日設立）に、平成23年10月1日をもって譲渡いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第20期 (平成20年11月期)	第21期 (平成21年11月期)	第22期 (平成22年11月期)	第23期 (当連結会計年度) (平成23年11月期)
売上高	11,313,934	10,816,606	9,038,758	7,231,981
経常利益又は経常損失(△)	374,284	49,794	△118,088	△48,653
当期純利益又は当期純損失(△)	155,936	△151,612	△890,837	△775,965
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	2,569.15	△2,523.41	△14,921.90	△12,993.19
総資産	9,137,579	8,436,563	6,539,713	4,576,355
純資産	1,406,574	1,047,918	42,094	△781,955
1株当たり純資産額(円)	23,023.50	17,169.08	230.10	△13,545.48

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社関門福楽館	30百万円	100.0%	店舗運営事業
株式会社だいもん	85百万円	100.0%	店舗運営事業
株式会社トドクック	50百万円	100.0%	総菜宅配事業
株式会社富士水産	3百万円	100.0%	その他の事業
KANMONKAI HAWAII INC.	1,000ドル	100.0%	その他の事業

(注) 1. 株式会社関門福楽館は、平成23年9月21日に新たに設立しております。

2. 株式会社トドクックは、平成23年9月1日に全事業を譲渡しております。

3. 株式会社富士水産及びKANMONKAI HAWAII INC. は、平成23年11月30日をもって事業活動を停止しております。



#### (4) 対処すべき課題

① 主力業態である「玄品ふぐ」の業態競争力の向上

「玄品ふぐ」の店舗運営強化、新商品の開発、マーケティング方法の見直し等により業態競争力の向上を図り、強固な収益基盤を確立してまいります。

② 不採算店舗・事業の収益改善もしくは撤退

当社グループの重視する償却前営業利益率が低い要因としまして、不採算店舗・事業の存在があげられます。高い利益率へと回復するためには、それぞれの店舗における売上改善による収益改善及び本部コストの削減が必須ではありますが、収益改善が見込めない店舗や事業につきましては、早期に売却・撤退を図ってまいります。

③ 債務超過の解消

当社グループでは、当連結会計年度において大幅な損失計上を行った結果、債務超過の状況に陥っております。

この状況下、当社グループは事業計画を抜本的に見直し、業績の改善、在庫の圧縮による営業キャッシュ・フローを確保しつつ、増資を柱とした財務体質の改善による債務超過の解消を目指してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成23年11月30日現在）

- ① 「玄品ふぐ」等の専門飲食店の店舗展開、新規開発業態の運営、フランチャイズ本部の運営、パーキングエリア内の商業施設の運営等
- ② 暖簾分け店舗や業務提携先への食材販売及びその他の事業

(6) 主要な事業所（平成23年11月30日現在）

① 当社の主要な事業所

本社 大阪市西区北堀江二丁目3番3号  
東京本部 東京都港区白金台五丁目4番7号

② 主要な子会社の事業所及び工場

株式会社関門福楽館 本社 大阪市西区  
株式会社だいもん 本社 神奈川県小田原市

③ 当社グループ店舗

<直営店舗>

東日本地区店舗		西日本地区店舗	
都道府県名	店舗数（店）	都道府県名	店舗数（店）
東日本地区	51	西日本地区	24
北海道	1	愛知県	2
東京都	33	三重県	1
神奈川県	11	大阪府	18
千葉県	1	兵庫県	2
埼玉県	5	山口県	1

<フランチャイズ店舗>

東日本地区店舗		西日本地区店舗	
都道府県名	店舗数（店）	都道府県名	店舗数（店）
東日本地区	20	西日本地区	18
東京都	10	大阪府	14
神奈川県	7	兵庫県	3
千葉県	3	京都府	1



## (7) 使用人の状況（平成23年11月30日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
店舗運営事業	183名	28名減
総菜宅配事業	0名	136名減
その他の事業	0名	2名減
全社（共通）	7名	8名減
合計	190名	174名減

- (注) 1. 使用人数にはパート社員は含まれておりません。  
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。  
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて減少したのは、主に平成23年9月1日付で株式会社トドックの全事業を譲渡したため及び不採算店舗の閉鎖を行ったためであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
158名	33名減	36.2歳	3.70年

(注) 使用人数にはパート社員は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況（平成23年11月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,324,043千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	993,372千円
株式会社みずほ銀行	502,324千円
株式会社日本政策金融公庫	462,122千円
株式会社三井住友銀行	327,760千円
株式会社紀陽銀行	321,684千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式の状況（平成23年11月30日現在）

(1) 発行可能株式総数	200,000株
(2) 発行済株式の総数	63,020株
当連結会計年度中に増加した株式の数 新株予約権の権利行使による増加	300株
(3) 株主数	10,248名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
株式会社ヤタガラスホールディングス	24,048株	40.08%
関東財務局	5,417株	9.03%
サッポロビール株式会社	5,102株	8.50%
浅野省三	422株	0.70%
八藤眞	400株	0.67%
田原久美子	354株	0.59%
山形圭史	220株	0.37%
関門海福株会	192株	0.32%
原眞理	149株	0.25%
谷間眞	132株	0.22%

- (注) 1. 当社は自己株式3,020株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。  
2. 持株比率は、自己株式（3,020株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等の状況

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年11月30日現在）

発行決議の日	平成16年 2月25日	平成16年 11月29日	平成18年 4月19日	平成20年 2月19日	平成21年 2月19日
新株予約権の数	89個	205個	1,126個	975個	350個
目的となる株式の数	356株	820株	1,126株	975株	350株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償	無償	無償
行使価額(1株当たり)	12,500円	15,000円	212,000円	101,640円	86,946円
行使期間	自 平成18年 4月1日 至 平成26年 2月24日	自 平成18年 11月30日 至 平成26年 11月28日	自 平成20年 5月1日 至 平成28年 2月23日	自 平成22年 3月1日 至 平成29年 1月31日	自 平成23年 3月1日 至 平成26年 2月28日
取締役 (社外取締役を除く)	3名	3名	5名	5名	6名
社外取締役	一名	一名	一名	一名	一名
監査役	一名	一名	一名	一名	1名

(注) 平成20年2月19日発行決議に係るストック・オプションの権利行使期間につきましては付与対象者との個別契約上は、平成22年3月1日から平成25年1月31日までとなっております。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等の状況

平成23年10月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 14,000株 (新株予約権1個当たり28株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり6,500円
新株予約権の払込期日	平成23年11月7日
新株予約権の行使期間	平成23年11月8日から平成25年11月7日まで
行使価額及び行使価額の修正条件	当初の行使価額(1株につき42,180円) 行使価額は、本新株予約権の各請求にかかる通知を当社が受領した日の直前金曜日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額(1円未満切り上げ)に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額(84,360円)を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額(21,090円)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
その他	譲渡制限条項及び行使制限条項あり

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成23年11月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	谷 間 真	(株)トドクック代表取締役会長 (株)だいもん代表取締役会長兼社長 (株)ヤタガラスホールディングス代表取締役社長 (株)バルニバービ取締役 KANMONKAI HAWAII INC. 代表取締役社長 (株)関門福楽館代表取締役社長
専務取締役	田 中 正	グループ営業本部長 (株)トドクック代表取締役社長
取締役	大 村 美 智 也	玄品ふぐ事業部長 (株)関門福楽館取締役
取締役	本 多 正 嗣	商品調達・物流部長
取締役	原 真 理	経営支援部長 KANMONKAI HAWAII INC. 取締役
取締役	山 元 正	非常勤
常勤監査役	松 本 滋	(株)だいもん監査役
監査役	浅 野 省 三	弁護士 浅野齋藤共同法律事務所共同代表
監査役	玉 置 和 則	(株)鎌倉小町取締役副社長

- (注) 1. 代表取締役谷間真氏は、平成23年7月29日付で株式会社富士水産代表取締役会長を、平成23年11月30日付で当社代表取締役会長兼社長、株式会社トドクック代表取締役会長及び株式会社だいもん代表取締役会長兼社長を辞任し、平成23年9月21日付で株式会社関門福楽館代表取締役社長に、平成23年12月1日付で当社取締役特別顧問に就任しております。
2. 専務取締役田中正氏は、平成23年12月1日付で当社代表取締役社長及び株式会社だいもん代表取締役社長に就任しております。
3. 取締役大村美智也氏は、平成23年9月21日付で株式会社関門福楽館取締役に、平成23年12月1日付で当社取締役営業本部長及び株式会社だいもん取締役に就任しております。
4. 取締役本多正嗣氏は、平成23年7月29日付で株式会社富士水産監査役を辞任し、平成23年12月1日付で当社取締役調達物流本部長に就任しております。
5. 取締役原真理氏は、平成23年11月30日付で当社取締役及びKANMONKAI HAWAII INC. 取締役を辞任しております。
6. 取締役山元正氏は、平成23年7月15日付で非常勤取締役となり、平成23年11月30日付で当社取締役を辞任しております。
7. 監査役松本滋氏は、平成23年9月1日付で株式会社トドクック監査役を辞任しております。
8. 監査役浅野省三氏、玉置和則氏は社外監査役であります。なお、監査役玉置和則氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
岩本昌志	平成23年8月31日	辞任	新規開発業態事業部長 (株)だいもん取締役

## (3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	26,210千円 (750千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	11,180千円 (5,300千円)
合計	11名	37,390千円

- (注) 1. 上記には平成23年2月25日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成11年1月20日開催の第10期定時株主総会において年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役報酬限度額は、平成16年11月29日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 取締役のストック・オプションの報酬限度額は、平成20年2月28日開催の第19期定時株主総会において、年額60,000千円以内(うち社外取締役は年額3,000千円以内)と決議いただいております。
6. 取締役の報酬等としては、上記のほかストック・オプションとして平成21年2月19日に取締役6名(うち社外取締役0名)に対し新株予約権350個を発行しており、当事業年度において634千円(うち社外取締役0円)を費用として計上しております。
7. 監査役報酬等としては、上記のほかストック・オプションとして平成21年2月19日に監査役1名(うち社外監査役0名)に対し新株予約権25個を発行しており、当事業年度において45千円(うち社外監査役0円)を費用として計上しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役浅野省三氏は、浅野齋藤共同法律事務所の共同代表を兼職しております。なお、当社と浅野齋藤共同法律事務所の間には開示すべき関係はありません。

監査役玉置和則氏は、株式会社鎌倉小町取締役副社長を兼職しております。なお、当社と株式会社鎌倉小町の間には開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	浅 野 省 三	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。当事業年度開催の取締役会27回中22回、監査役会12回中12回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
監 査 役	玉 置 和 則	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、会社経営に携わった豊富な経験と見識から発言を行っております。当事業年度開催の取締役会27回中21回、監査役会12回中12回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定による、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令順守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努める。

代表取締役はコンプライアンス担当役員及び内部監査人を任命し、内部監査人は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき文書化又は電磁的媒体に記録し、整理・保存する。その他、社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理を行う。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、当社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに業務に付随するリスク管理を行う。各部署においては、内在するリスクの把握、分析、評価を行った上、業務マニュアルを作成しリスクマネジメントを行う。

内部監査人は、各部署ごとのリスク管理状況を監査し、結果を取締役会等で報告する。新たなリスクが生じた場合に備え、予めリスク管理統括責任者を中心に必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるための各部署間の連携体制を構築しておく。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催する。全社的な目標を定め共有し、各取締役は、当該目標達成に向けて各部署における効率的な達成方法を定めるものとする。

運営の結果については、定時の取締役会で報告、検証、分析され、全社的な業務効率化を図っていく。

5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制部署を定めるとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて監査役と協議の上、同使用人を配置することができるものとする。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定等については、監査役の同意を得た上で決定するものとし独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役又は使用人は、監査役に対して当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況等につき速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として積極的に配当を実施してまいりましたが、財務体質の強化を最優先とすることが適切な経営判断であると考え、十分な内部留保が確保できるまでは無配とさせていただく予定であります。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(平成23年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>【流動資産】</b>	<b>【2,130,414】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【4,009,058】</b>
現金及び預金	371,079	買掛金	154,763
売掛金	170,550	短期借入金	1,280,000
商品及び製品	1,338,320	1年以内返済予定の長期借入金	2,142,911
原材料及び貯蔵品	18,369	未払金	334,621
その他	260,456	未払法人税等	3,322
貸倒引当金	△28,361	未払消費税等	15,742
		その他	77,696
<b>【固定資産】</b>	<b>【2,445,941】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【1,349,252】</b>
(有形固定資産)	(1,567,263)	長期借入金	1,217,781
建物及び構築物	1,142,192	その他	131,471
機械装置及び運搬具	7,278	<b>負債合計</b>	<b>5,358,311</b>
土地	320,414	<b>純資産の部</b>	
その他	97,377	<b>【株主資本】</b>	<b>【△810,738】</b>
(無形固定資産)	(12,657)	資本金	329,564
その他	12,657	資本剰余金	438,561
(投資その他の資産)	(866,020)	利益剰余金	△1,290,885
投資有価証券	6,344	自己株式	△287,980
差入保証金	834,686	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	<b>【△1,990】</b>
その他	55,791	その他有価証券評価差額金	△1,990
貸倒引当金	△30,802	<b>【新株予約権】</b>	<b>【30,773】</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>△781,955</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,576,355</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,576,355</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成22年12月1日から  
平成23年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,231,981
売上原価		2,803,051
売上総利益		4,428,929
販売費及び一般管理費		4,372,680
営業利益		56,249
営業外収益		
受取利息	963	
受取地代家賃	27,313	
その他	5,937	34,213
営業外費用		
支払利息	85,799	
貸原価	15,264	
その他	38,053	139,116
特別利益		48,653
固定資産売却益	788	
事業譲渡益	106,392	
その他	8,447	115,628
特別損失		
固定資産除却損	1,250	
固定資産売却損	51,688	
店舗閉鎖損失	165,428	
営業所閉鎖損失	41,393	
事業整理損	67,558	
事業構造改善費用	82,942	
のれん償却額	51,250	
減損損失	141,075	
貸倒引当金繰入額	50,414	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	20,323	
その他	7,591	680,916
税金等調整前当期純損失		613,941
法人税、住民税及び事業税	13,351	
法人税等調整額	148,672	162,024
少数株主損益調整前当期純損失		775,965
当期純損失		775,965

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成22年12月1日から)  
(平成23年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年11月30日 残高	324,060	433,056	△455,219	△287,980	13,917
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	5,504	5,504			11,009
剰余金の配当			△59,700		△59,700
当期純損失			△775,965		△775,965
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	5,504	5,504	△835,665	-	△824,655
平成23年11月30日 残高	329,564	438,561	△1,290,885	△287,980	△810,738

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合 計		
平成22年11月30日 残高	△180	△180	28,357	42,094
連結会計年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				11,009
剰余金の配当				△59,700
当期純損失				△775,965
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,810	△1,810	2,415	605
連結会計年度中の変動額合計	△1,810	△1,810	2,415	△824,050
平成23年11月30日 残高	△1,990	△1,990	30,773	△781,955

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において営業利益56,249千円、営業活動によるキャッシュ・フロー49,319千円を計上しているものの、当連結会計年度末の短期借入金及び1年以内返済予定の長期借入金の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローを大幅に上回る状況となっております。また、当連結会計年度において、775,965千円の当期純損失を計上した結果、781,955千円の債務超過となっております。

これらの状況により、当社グループは継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社グループといたしましては、キャッシュ・フローを重視した経営改善を目指すとともに、取引金融機関との契約条件について協議を行い、長期的な資金調達の安定化に取り組んでまいります。また、事業計画の大幅な見直しを行い、収益体質企業へと移行するとともに増資を含めた資本政策を検討し、できる限り早期に債務超過の解消を行う所存です。

しかしながら、取引金融機関との今後の契約条件については協議中であり、債務超過の解消についても不透明であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	(株)関門福楽館 (株)だいもん (株)トドクック (株)富士水産 KANMONKAI HAWAII INC.

上記のうち、(株)関門福楽館については当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の関連会社名	(株)ぐろーばる農園
--------------	------------

上記の持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちKANMONKAI HAWAII INC.の決算日は12月31日となっております。なお、連結計算書類の作成に当たって、KANMONKAI HAWAII INC.については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。



#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② たな卸資産

製品

月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

商品・原材料

主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年11月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、14年間の定額法により償却を行っております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(6) 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益は2,474千円減少、経常損失は2,474千円増加し、税金等調整前当期純損失は22,798千円増加しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

(7) 表示方法の変更

① 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「保証金返還益」(当連結会計年度は22千円)は、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

② 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失(△)」の科目で表示しております。

### 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

土地	320,414千円
建物	133,733千円
計	454,148千円

上記の担保付債務

長期借入金	288,867千円
1年以内返済予定の長期借入金	144,868千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,480,386千円

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	62,720株	300株	－株	63,020株

(注) 普通株式の増加300株は、ストック・オプションの行使による増加20株及び行使価額修正条項付新株予約権の行使による増加280株であります。

#### 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,020株	－株	－株	3,020株

#### 3. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年1月14日 取締役会	普通株式	59,700	1,000	平成22年11月30日	平成23年2月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

#### 4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 18,083株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入、または新株発行による方針であります。デリバティブは、外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び出店等に伴う差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を行う方針であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されているため、主に固定金利により資金調達を行う方針であります。

デリバティブ取引の実行及び管理は、「デリバティブ取引内規」に従い、経営支援部が行っており、また、この内規において取引権限の限度及び取引限度額等について取締役会の決議で決定する旨が明示されており、当初の予測範囲外のリスクや損失が発生した場合には、経営支援部長が直ちに取締役会に報告することとなっております。

なお、現在、当社グループでは、デリバティブ取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注）2. 参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	371,079	371,079	—
(2) 売掛金	170,550	170,550	—
(3) 投資有価証券	2,194	2,194	—
(4) 差入保証金	70,271	65,851	△4,419
資産計	614,094	609,674	△4,419
(1) 買掛金	154,763	154,763	—
(2) 短期借入金	1,280,000	1,280,000	—
(3) 未払金	334,621	334,621	—
(4) 長期借入金（※）	3,360,692	3,380,224	19,531
負債計	5,130,078	5,149,610	19,531

（※）長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

#### (4) 差入保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

#### (1) 買掛金、(2) 短期借入金並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,150
差入保証金	764,415

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。また、差入保証金のうち、返還予定日が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産(4) 差入保証金」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	371,079	—	—	—
売掛金	170,550	—	—	—
差入保証金	19,774	30,638	19,857	—

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,142,911	707,023	256,523	114,092	59,860	80,283

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、大阪府八尾市その他の地域において、賃貸用の工場及び店舗（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は12,049千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）、特別損失に計上した減損損失は42,940千円、固定資産売却損は1,331千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
75,300千円	226,349千円	301,649千円	372,167千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は事業用不動産の賃貸等不動産への転用（301,649千円）であり、主な減少額は減損損失（42,940千円）及び固定資産売却（32,090千円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 △13,545円48銭
2. 1株当たり当期純損失 12,993円19銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 減損損失に関する注記

### 1. 減損損失を認識したグループ

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 ( 千 円 )
東京都 4 店 舗 神奈川県 2 店 舗	店 舗	建 物 及 び 構 築 物	89,602
		機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,763
		そ の 他	4,294
合		計	95,660
場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 ( 千 円 )
大阪府藤井寺市	賃貸物件	土 地	42,940
場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 ( 千 円 )
三重県度会郡南伊勢町	養殖設備	機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,475

### 2. 資産のグルーピングの方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に直営店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸物件については、当該物件単位でのグルーピング、その他の事業に係る資産については、事業単位でのグルーピングを行っております。

### 3. 回収可能価額の算定方法

当連結会計年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、帳簿価額を将来にわたり回収する可能性がないと判断した店舗、売却予定となった賃貸物件、閉鎖が決定した養殖設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、賃貸物件については売却予定額に基づき算定し、直営店舗、養殖設備については正味売却価額を零として算定しております。また、この他に事業整理損として17,276千円の固定資産の減損損失を計上しております。

## 企業結合等関係に関する注記

共通支配下の取引等

### 1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 店舗運営事業

事業の内容 壇之浦パーキングエリア商業施設の運営事業

(2) 企業結合日

平成23年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を譲渡会社、連結子会社株式会社関門福楽館を譲受会社とする事業譲渡

(4) 結合後の企業名称

名称の変更がありません。

(5) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、主たる事業であるふぐ料理屋を基軸とした事業見直しや組織再編を進めており、その一環として壇之浦パーキングエリア商業施設の運営事業を当社100%連結子会社である株式会社関門福楽館に譲渡しました。

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 事業分離

### 1. 事業分離の概要

#### (1) 分離先企業の名称

株式会社万代リテールホールディングス

#### (2) 分離した事業の内容

株式会社トドックが行う関西圏における総菜宅配事業

#### (3) 事業分離を行った主な理由

当社は、本業回帰を柱とした経営計画の見直しに伴い、主力事業である外食事業との相乗効果が薄い当子会社の総菜宅配事業の譲渡を模索しておりました。今回、関西圏を中心にスーパーマーケット事業を展開し、確固とした地位を持つ本件譲渡先に当子会社の事業の全部を譲渡することにより、今後の当該事業の拡大発展に寄与するものと判断し、事業譲渡を決議いたしました。

#### (4) 事業分離日

平成23年9月1日

#### (5) 法的形式を含む事業分離の概要

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

### 2. 実施した会計処理の概要

#### (1) 移転損益の金額

事業譲渡益 106,392千円

#### (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	281,749千円
固定資産	69,476千円
資産合計	351,225千円
流動負債	12,033千円
固定負債	26,973千円
負債合計	39,007千円

#### (3) 会計処理

移転した関西圏における総菜宅配事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

### 3. 事業の種類別セグメントにおいて、分離した事業が含まれていた事業区分

総菜宅配事業

### 4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 1,567,824千円

営業損失 83,264千円

## 貸借対照表

(平成23年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>【流動資産】</b>	<b>【1,880,623】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【3,476,550】</b>
現金及び預金	295,599	買掛金	78,523
売掛金	164,300	短期借入金	980,000
商品及び製品	1,188,625	関係会社短期借入金	165,000
貯蔵品	12,123	1年以内返済予定の長期借入金	1,863,837
前渡金	90,000	未払金	296,647
関係会社貸付金	28,136	設備未払金	1,242
前払費用	67,970	未払費用	1,943
その他	56,926	未払法人税等	192
貸倒引当金	△23,059	未払消費税等	14,536
<b>【固定資産】</b>	<b>【2,291,853】</b>	預り金	9,098
(有形固定資産)	(1,360,150)	前受収益	53,370
建物	1,034,547	その他	12,158
構築物	21,555	<b>【固定負債】</b>	<b>【1,429,702】</b>
機械装置	3,941	長期借入金	917,265
車両運搬具	1,886	長期前受収益	13,190
器具備品	91,510	債務保証損失引当金	370,222
土地	206,710	預り保証金	119,830
(無形固定資産)	(10,004)	その他	9,194
商標権	3,195	<b>負債合計</b>	<b>4,906,253</b>
ソフトウェア	3,691	<b>純 資 産 の 部</b>	
電話加入権	3,116	<b>【株主資本】</b>	<b>【△762,559】</b>
(投資その他の資産)	(921,698)	資本金	329,564
投資有価証券	6,344	資本剰余金	438,561
関係会社株式	31,000	資本準備金	28,449
出資金	5,746	その他資本剰余金	410,111
関係会社長期貸付金	613,406	利益剰余金	△1,242,706
長期前払費用	17,873	その他利益剰余金	△1,242,706
差入保証金	673,328	繰越利益剰余金	△1,242,706
その他	32	自己株式	△287,980
貸倒引当金	△426,034	<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>【△1,990】</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,172,476</b>	その他有価証券評価差額金	△1,990
		<b>【新株予約権】</b>	<b>【30,773】</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>△733,776</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,172,476</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成22年12月1日から  
平成23年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,127,655
売 上 原 価		1,702,107
売 上 総 利 益		3,425,547
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,323,584
営 業 利 益		101,963
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14,560	
受 取 地 代 家 賃	71,698	
経 営 指 導 料	27,300	
そ の 他	13,160	126,719
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	67,170	
賃 貸 原 価	29,220	
そ の 他	34,106	130,497
経 常 利 益		98,185
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	217	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,675	1,892
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	51,688	
固 定 資 産 除 却 損	1,201	
店 舗 閉 鎖 損 失	109,121	
減 損 損 失	113,754	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	9,431	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	440,450	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	370,222	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	16,627	
事 業 構 造 改 善 費 用	82,942	
そ の 他	4,369	1,199,809
税 引 前 当 期 純 損 失		1,099,730
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,228	
法 人 税 等 調 整 額	145,392	154,621
当 期 純 損 失		1,254,352

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成22年12月1日から)  
(平成23年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 株	己 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金		繰 越 利 益 剰 余 金				
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
平成22年11月30日 残高	324,060	22,945	410,111	433,056	75,000	△3,653	71,346	△287,980	540,483		
事業年度中の変動額											
新株の発行(新株予約権の行使)	5,504	5,504		5,504					11,009		
剰余金の配当						△59,700	△59,700		△59,700		
別途積立金の取崩し					△75,000	75,000	-		-		
当期純損失						△1,254,352	△1,254,352		△1,254,352		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	5,504	5,504	-	5,504	△75,000	△1,239,052	△1,314,052	-	△1,303,042		
平成23年11月30日 残高	329,564	28,449	410,111	438,561	-	△1,242,706	△1,242,706	△287,980	△762,559		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成22年11月30日 残高	△180	△180	28,357	568,660
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				11,009
剰余金の配当				△59,700
別途積立金の取崩し				-
当期純損失				△1,254,352
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,810	△1,810	2,415	605
事業年度中の変動額合計	△1,810	△1,810	2,415	△1,302,437
平成23年11月30日 残高	△1,990	△1,990	30,773	△733,776

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において営業利益101,963千円を計上しているものの、当事業年度末の短期借入金及び1年以内返済予定の長期借入金の残高は、営業利益を大幅に上回る状況となっております。また、当事業年度において1,254,352千円の当期純損失を計上した結果、733,776千円の債務超過となっております。

これらの状況により、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社といたしましては、キャッシュ・フローを重視した経営改善を目指すとともに、取引金融機関との契約条件について協議を行い、長期的な資金調達の安定化に取り組んでまいります。また、事業計画の大幅な見直しを行い、収益体質企業へと移行するとともに増資を含めた資本政策を検討し、できる限り早期に債務超過の解消を行う所存です。

しかしながら、取引金融機関との今後の契約条件については協議中であり、債務超過の解消についても不透明であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。



(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 債務保証損失引当金

関係会社等への債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

5. 会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常損失は1,841千円減少し、税引前当期純損失は18,468千円増加しております。

（企業結合に関する会計基準等の適用）

当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

### 貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産

土地	206,710千円
建物	93,706千円
計	300,416千円

#### 上記の担保付債務

長期借入金	205,203千円
1年以内返済予定の長期借入金	25,312千円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,078,387千円

#### 3. 関係会社に対する金銭債権債務には、区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権	14,519千円
短期金銭債務	48,463千円
長期金銭債務	12,500千円

#### 4. 偶発債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

(株)トドクック	215,147千円
(株)だいもん	294,220千円
計	509,367千円

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業取引による取引高	152,601千円
	営業取引以外の取引高	96,929千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の 株 式 数	当事業年度増加 株 式 数	当事業年度減少 株 式 数	当事業年度末の 株 式 数
普通株式	3,020株	一株	一株	3,020株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	252,276千円
減価償却超過額	51,400千円
貸倒引当金	182,781千円
減損損失	34,559千円
繰越欠損金	123,089千円
債務保証損失引当金	150,680千円
その他	67,443千円
繰延税金資産小計	862,230千円
評価性引当額	△862,230千円
繰延税金資産合計	一千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱関門福楽館	所有 直接100%	役員の兼任2名	利息の受取 資金の貸付(注3)	332 73,184	関係会社 長期貸付金	— 73,184
子会社	㈱だいもん	所有 直接100%	役員の兼任3名	債務保証(注1) 受取保証料 利息の受取 資金の貸付(注3)	294,220 2,992 3,346 82,000	— — — 関係会社 長期貸付金	— — — 147,000
子会社	㈱トドクック	所有 直接100%	役員の兼任2名	債務保証(注1) 受取保証料 経営指導料 受取地代家賃 (注2)	585,370 7,658 18,000 44,385	— — — 預り保証金	— — — 12,500
子会社	㈱富士水産	所有 直接100%	—	利息の受取 資金の貸付(注3)	10,779 20,000	— 関係会社 長期貸付金	— 362,420

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

なお、取引条件及び取引条件の決定方針等については、以下のとおりです。

1. 債務保証については、銀行から受けた融資に対して保証をしたものであります。
  2. 取引条件については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
  3. 子会社に対する貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。
- なお、担保は受け入れておりません。

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者	谷間 真	被所有 直接0.22%	当社代表取締役 会長兼社長(注)	銀行借入に対する 債務被保証(注)	230,515	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役会長兼社長の谷間真より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、谷間真は平成23年11月30日付で代表取締役会長兼社長を辞任し、取締役特別顧問に就任しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | △12,742円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 21,003円57銭  |

### 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

### 減損損失に関する注記

#### 1. 減損損失を認識したグループ

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 ( 千 円 )
東 京 都 4 店 舗	店 舗	建 物	66,055
		構 築 物	358
		器 具 備 品	1,816
		そ の 他	107
合 計			68,338
場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 ( 千 円 )
大 阪 府 藤 井 寺 市	賃 貸 物 件	土 地	42,940
場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 ( 千 円 )
三 重 県 度 会 郡 南 伊 勢 町	養 殖 設 備	機 械 装 置	2,475

#### 2. 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に直営店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸物件については、当該物件単位でのグルーピング、その他の事業に係る資産については、事業単位でのグルーピングを行っております。

#### 3. 回収可能価額の算定方法

当事業年度において、収益性の低下した直営店舗のうち、帳簿価額を将来にわたり回収する可能性がないと判断した店舗、売却予定となった賃貸物件、閉鎖が決定した養殖設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、賃貸物件については売却予定額に基づき算定し、直営店舗、養殖設備については正味売却価額を零として算定しております。

## 新株予約権に関する注記

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名  
 販売費及び一般管理費 905千円
2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況  
 (1) ストック・オプションの内容

	平成16年3月 ストック・オプション	平成16年11月 ストック・オプション	平成18年4月 ストック・オプション	平成18年5月 ストック・オプション	平成20年2月 ストック・オプション(注)2	平成21年2月 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 1名 当社従業員 21名 当社外部事業協力者 1名	当社取締役 6名 当社監査役 1名 当社従業員 30名 当社外部事業協力者 1名	当社取締役 9名 当社監査役 2名 当社従業員 26名	当社外部事業協力者 5名	当社取締役 5名 当社完全子会社取締役 1名	当社取締役 7名 当社完全子会社取締役 6名 当社従業員 1名 当社完全子会社従業員 1名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 2,000株	普通株式 572株	普通株式 2,800株	普通株式 200株	普通株式 1,000株	普通株式 550株
付与日	平成16年3月31日	平成16年11月29日	平成18年4月19日	平成18年5月31日	平成20年2月19日	平成21年2月19日
権利確定条件	付与日(平成16年3月31日)以降、権利確定日(平成18年3月31日)まで継続して勤務又は従事していること。	付与日(平成16年11月29日)以降、権利確定日(平成18年11月29日)まで継続して勤務又は従事していること。	付与日(平成18年4月19日)以降、権利確定日(平成20年4月30日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年5月31日)以降、権利確定日(平成20年4月30日)まで継続して従事していること。	付与日(平成20年2月19日)以降、権利確定日(平成22年2月28日)まで継続して従事していること。	付与日(平成21年2月19日)以降、権利確定日(平成23年2月28日)まで継続して従事していること。
対象勤務期間	2年間 (自平成16年3月31日 至平成18年3月31日)	2年間 (自平成16年11月29日 至平成18年11月29日)	2年間 (自平成18年4月19日 至平成20年4月30日)	———	2年間 (自平成20年2月19日 至平成22年2月28日)	2年間 (自平成21年2月19日 至平成23年2月28日)
権利行使期間	平成18年4月1日から 平成26年2月24日まで	平成18年11月30日から 平成26年11月28日まで	平成20年5月1日から 平成28年2月23日まで	平成20年5月1日から 平成28年2月23日まで	平成22年3月1日から 平成29年1月31日まで	平成23年3月1日から 平成26年2月28日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 平成20年2月19日付与のストック・オプションの権利行使期間につきましては付与対象者との個別契約上は、平成22年3月1日から平成25年1月31日までとなっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年3月 ストック・オプション	平成16年11月 ストック・オプション	平成18年4月 ストック・オプション	平成18年5月 ストック・オプション	平成20年2月 ストック・オプション	平成21年2月 ストック・オプション
権利確定前 (株)						
期首	—	—	—	—	—	500
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	500
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)						
期首	448	1,228	1,340	200	1,000	—
権利確定	—	—	—	—	—	500
権利行使	20	—	—	—	—	—
失効	20	128	85	—	25	75
未行使残	408	1,100	1,255	200	975	425

(注) 平成17年3月1日に1株を2株に、平成18年1月20日に1株を2株に株式分割しておりますので、上記株数は全て株式分割後で記載しております。

② 単価情報

	平成16年3月 ストック・オプション	平成16年11月 ストック・オプション	平成18年4月 ストック・オプション	平成18年5月 ストック・オプション	平成20年2月 ストック・オプション	平成21年2月 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	12,500	15,000	212,000	223,283	101,640	86,946
行使時平均株価 (円)	70,400	—	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	—	21,714	15,099

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を利用しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成24年1月20日

株式会社関門海  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 土居 正明 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順一 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関門海の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末における短期借入金等の負債が営業活動によるキャッシュ・フローに対して多額の状況にあり、また、当連結会計年度末において781百万円の債務超過となっていることから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成24年1月20日

株式会社関門海  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 土居 正明 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 西田 順一 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関門海の平成22年12月1日から平成23年11月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度末における短期借入金等の負債が営業利益に対して多額の状況にあり、また、当事業年度末において733百万円の債務超過となっていることから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年12月1日から平成23年11月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年1月24日

株式会社関門海	監査役会
監査役(常勤) 松	本 滋 (印)
監査役 浅	野 省 三 (印)
監査役 玉	置 和 則 (印)

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

- (1) 将来における資本増強等の必要性が生じた場合に、機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更を行うものであります。
- (2) 新たな種類の株式としてA種優先株式の発行を可能とするため、変更案第6条の2（A種優先株式の内容）、第14条の2（種類株主総会）を追加するものであります。
- (3) 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとしておりますが、決算事務作業を行う時期が当社の基幹事業の最盛期であります12月と重なっております。したがって、繁忙期を避けることによる業務の効率化を行うため、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款第9条（招集）、第10条（定時株主総会の基準日）、第33条（事業年度）並びに第35条（剰余金の配当の基準日）の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則第1条を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条（省略）	第1条～第5条（現行どおり）
第2章 株 式	第2章 株 式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>240,000株</u> とし、普通株式及びA種 <u>優先株式の発行可能種類株式総数</u> <u>は、それぞれ239,999株及び1株と</u> <u>する。</u>
（新 設）	<u>（A種優先株式の内容）</u>
	第6条の2 <u>当社が発行するA種優先株式</u> <u>の内容は、次項以降に定めると</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">おりとする。</p> <p>2 優先配当金</p> <p>(1) 当社は、本定款第35条第1項に定める日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下、「A種優先株式払込金額」という。）に3%を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。）（以下、「A種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第3項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。また、平成24年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、A</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>種優先株式1株につき、A種優先株式払込金額に3%を乗じて得られる額に、平成24年3月14日(同日を含む。)より平成24年3月31日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365で除して算出した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)とする。</p> <p>(2) 累積条項(累積型)</p> <p>ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(1株当たりの累積未払金を以下、「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、各事業年度のA種優先配当金の支払並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当を行う。</p> <p>(3) 非参加条項(非参加型)</p> <p>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>3 優先中間配当金</p> <p>当社は、本定款第35条第2項に定める日を基準日として中間配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、当該基準日の最終の株主名簿</p>



現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>に記載又は記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に1.5%を乗じて算出した額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を「A種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>4 残余財産の分配（優先・非参加型）</p> <p>（1）当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式払込金額にA種累積未払配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。</u></p> <p>（2）<u>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>5 議決権</p> <p>（1）<u>A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>（2）<u>当社が、会社法第322条第1項各号に挙げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>6 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等</p> <p>（1）<u>当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。</u></p> <p>（2）<u>当社は、A種優先株式について、募集株式、募集新株予約権又は新株</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。</p> <p>7 金銭を対価とする取得請求権</p> <p><u>A種優先株主は、法令上可能な範囲で、かつ本項に基づく取得請求日における当会社の分配可能額の50%（以下、「取得限度額」という。）を限度として、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、有するA種優先株式の全部の取得請求をすることができるものとし、当会社はA種優先株主が取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につきA種優先株式払込金額にA種累積未払配当金相当額を加算した額の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、取得限度額を超えてA種優先株主から本項に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきA種優先株式は、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）により決定する。</u></p> <p>8 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p><u>A種優先株主は、当会社取締役会が定める10年以内の期間（以下、「取得請求期間」という。）いつでも、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部の取得請求をすることができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(1)に定めるところに従って算出</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>される数の当会社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、取得請求の日において、請求対象普通株式数が、当会社の発行可能株式総数より発行済株式の総数を控除して得られた株式数を上回る場合には、当会社は、当該株式数の範囲内において、かかる交付する普通株式の数が最大となるように、取得請求された株式の数に応じた按分比例その他当会社取締役会が決定する方法により、当該取得請求にかかるA種優先株式を取得する。なお、上記に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、以下の算式により算出される最大整数とする。</p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の数} \times \text{取得価額}}{\text{A種優先株式払込金額を乗じた額}}$ <p>交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数を生じたときは、会社法第167条第3項に従い、これを切り捨てたうえ、同項に定める金銭をA種優先株式の取得を請求したA種優先株主に交付するものとする。</p> <p>(2) 取得価額</p> <p>イ 当初取得価額</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>取得価額は、A種優先株式の発行に関する取締役会決議日前日の終値の95%（以下、「当初取得価額」という。）とする。</p> <p>ロ 取得価額の修正</p> <p>取得価額は、取得請求期間において、当該取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する額（ただし、下記ハの調整を受ける。以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が当初取得価額の150%に相当する額（ただし、下記ハの調整を受ける。以下、「上限取得価額」という。）を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とする。取得請求日における時価は、取得請求日に先立つ5日連続取引日（以下、「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、時価算定期間に下記ハで定める取得価額の調整の原因となる事由が生じた場合、上記平均値は下記ハに準じて調整さ</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>れる。</p> <p>ハ 取得価額の調整</p> <p>(a)当社は、下記(b)に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、以下に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）をもって取得価額（上限取得価額及び下限取得価額を含む。）を調整する。</p> <p>調整後取得価額＝</p> $\frac{\text{調整前取得価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$ <p>取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引にかかる基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式を控除したものとする。</p> <p>取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。</p> <p>取得価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。</p> <p>(b)取得価額調整式によりA種優先株式の取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、以下に定めるところによる。</p> <p>(i)下記(d)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同様。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同様。）その他の証券もしくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）調整後の取得価額は、払込期日（募</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同様。) 又は無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の取得価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(d)に定める時価を下回る対価 (以下に定義される。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合 (無償割当の場合を含む。)、又は下記(d)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合 (無償割当の場合を含む。) 調整後の取得価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券もしくは権利 (以下、「取得請求権付株式等」という。) のすべてが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p> <p>(v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。</p> <p>(c) 上記(b)に定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、以下に掲げる場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(i) <u>当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(ii) <u>取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>(iii) <u>その他当会社が取得価額の調整を必要と認めるとき。</u></p> <p>(d) <u>取得価額調整式で使用する時価は、取得価額調整式においては調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</u></p> <p>(e) <u>取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の場合は、取得価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p>(f) <u>取得価額の調整が行われる場合は、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>並びにその事由、調整前取得価額、調整後取得価額及びその適用の日その他必要な事項を決定後直ちに通知する。</p> <p>9 金銭を対価とする取得条項</p> <p>当社は、A種優先株式1株につきA種優先株式払込金額及びA種累積未払配当金相当額を合計した額の金銭を交付するのと引換えに、A種優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で別に定める日が到来することをもって、当該日における当社の分配可能額の50%（ただし、法令の定める限度額の範囲とする。）を限度として、A種優先株式の全部を取得することができる。</p> <p>10 普通株式を対価とする取得条項</p> <p>(1) 当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないA種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに、A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式払込金額を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。</p> <p>(2) 一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ5連続取引日（一斉取得日を含まず、終値のない日は取引日に含まれない。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第7条～第8条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>第11条～第14条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第15条～第32条 (省略)</p>	<p><u>とし、当該価額が下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とし、当該価額が上限取得価額を上回る場合は、上限取得価額とする。</u></p> <p><u>(3) 上記(1)の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>11 譲渡制限</p> <p><u>A種優先株式の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</u></p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第11条～第14条 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第14条の2 第11条、第12条、第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p><u>2 第13条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第15条～第32条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当会社の事業年度は、毎年<u>12月1日</u>から翌年<u>11月30日</u>までの1年とする。</p> <p>第34条 (省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>11月30日</u>とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当会社の間配当の基準日は、毎年<u>5月31日</u>とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (省略)</p> <p>第36条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当会社の間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (現行どおり)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>本定款第33条の規定にかかわらず、平成23年12月1日から始まる事業年度は、平成24年3月31日までの4ヵ月間とする。なお、本附則は、当該事業年度経過後、これを削除するものとする。</u></p>

## 第2号議案 A種優先株式発行の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、第1号議案が承認されたことにより新設された当社定款第6条の2の定めるA種優先株式（以下「本優先株式」という）の発行に関し、以下のとおりご承認をお願いするものであります。

### 1. 本優先株式の発行をすることを必要とする理由

当社グループは、「食の明るい未来実現に貢献する」という企業理念に基づき、とらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」という分野にとどまらず、M&Aを核とした事業分野の拡大を推進してきましたが、多角化による本社費用の増加に新規事業の不採算が重なり平成22年11月期以降大幅な損失計上を余儀なくされました。さらに、平成23年11月期連結決算において775百万円の当期純損失を計上した結果、債務超過額781百万円となり、当社グループは継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況となりました。

このような状況も踏まえ、当社は債務超過の回避のため、資本性の資金調達が必要であると判断いたし、以下のとおり本優先株式の発行を行いたく存じます。

当社といたしましては、以下の内容の本優先株式の払込金額は合理的な水準であり、本優先株式を引き受ける者に特に有利な金額でないと考えておりますが、客観的な市場価格の無い種類株式の価値算定が非常に高度かつ複雑であることから、本優先株式を引き受ける者に特に有利な金額であるとされる余地があることに加え、本優先株式が普通株式を対価とする取得請求権の当初取得価額にて全て普通株式に転換された場合の希薄化率が25%以上となることから、本優先株式の発行に関しては、本株主総会でのご承認をお願いする次第です。

## 2. 募集事項の要領

### (1) 募集株式の種類及び数

A種優先株式 1株

A種優先株式の詳細につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。

### (2) 払込金額

1株につき 金700,000,000円

### (3) 払込期日

平成24年3月14日

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、350,000,000円（1株につき350,000,000円）とし、増加する資本準備金の額は350,000,000円（1株につき350,000,000円）とする。

### (5) 募集方法

第三者割当の方法により、全株式をブリックコンセプト投資事業有限責任組合1号に割り当てる。

### (6) その他

上記に定めるもののほか、本優先株式の募集事項及び割当に関する事項並びにその他の一切の事項については、取締役会決議により決定するものとする。

なお、A種優先株式の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たなか ただし 田中 正 (昭和38年3月8日生)	平成10年6月 (株)珈琲館入社 平成14年7月 (株)ネクストジャパン(現(株)ネクストジャパンホールディングス)専務取締役 平成18年7月 (株)アンビシャス代表取締役 平成19年3月 (株)カネジ(現(株)トドクック)代表取締役社長(現任) 平成20年2月 当社取締役 平成22年2月 当社専務取締役グループ営業本部長 平成23年12月 (株)だいもん代表取締役社長(現任) 平成23年12月 当社代表取締役社長(現任)	96株
2	おおむら みちや 大村 美智也 (昭和41年1月11日生)	昭和60年4月 ふぐ半入店 平成元年5月 当社入社 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成19年1月 当社商品管理部長 平成20年2月 当社玄品ふぐ事業部長 平成23年9月 (株)関門福楽館取締役(現任) 平成23年12月 (株)だいもん取締役(現任) 平成23年12月 当社営業本部長(現任)	55株
3	ほんだ しょうじ 本多 正嗣 (昭和31年6月1日生)	平成2年9月 ふぐー(現玄品ふぐ我孫子の関)開業 平成11年11月 当社入社 平成16年6月 当社監査役 平成18年2月 当社取締役(現任) 平成19年1月 当社商品調達・物流部長 平成19年3月 (株)カネジ(現(株)トドクック)取締役 平成23年12月 当社調達物流本部長(現任)	47株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4※	はとじゅんじ 波戸 淳司 (昭和49年4月28日生)	平成8年4月 ㈱法学館入社 平成19年11月 エム・ユー・コミュニケーションズ(株)入社 平成23年1月 ヤマゲン証券(株)入社 執行役員営業本部副本部長 平成23年6月 同社取締役常務執行役員企業戦略本部長(現任)	0株
5※	ささじま くにのり 笹嶋 邦則 (昭和51年2月6日生)	平成11年4月 野村証券(株)入社 平成16年4月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社 平成17年5月 みずほ証券(株)入社 平成18年8月 アイマッチング(株)設立 同社代表取締役(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 笹嶋邦則氏は社外取締役候補者であります。
4. 笹嶋邦則氏は、同氏の金融面での豊富な知識と経営に対する高い見識を当社の経営に活かしていただけるものとして選任をお願いするものであります。
5. 笹嶋邦則氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、笹嶋邦則氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役松本滋氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査体制の強化・充実を図るため新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あいきみむね 阿井 公宗 (昭和20年3月22日生)	昭和51年10月 コーニング・インターナショナル(株)入社 平成4年1月 コスモ信用組合入社 平成17年3月 (株)日本設計入社 平成21年6月 (株)アイビーダイワ (現(株)プリンシパル・コーポレーション) 常勤監査役 平成23年6月 同社非常勤監査役 (現任)	0株
2	たつみ ひでき 辰巳 英城 (昭和51年1月23日生)	平成9年10月 青山監査法人(現あらた監査法人) 入社 平成13年4月 公認会計士登録 平成16年6月 辰巳英城会計事務所開業 同事務所代表就任 (現任) 平成20年1月 行政書士登録 平成23年12月 (株)YAMAGUCHI BRICK取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 辰巳英城氏は社外監査役候補者であります。
3. 辰巳英城氏は、公認会計士として財務関連を中心に高い知識と幅広い経験をもっており、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。
4. 当社は、辰巳英城氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	監査法人やまぶき	
事 務 所	主たる事務所	京都府京都市山科区川田土仏7番地36
	その他の事務所	東京都新宿区西新宿3丁目5番3-604号
沿 革	平成21年6月	監査法人やまぶき設立（現在に至る）
概 要	構成人員	代表社員（公認会計士） 1名
		社 員（公認会計士） 5名
		職 員（公認会計士） 4名
		（その他） 1名
		合計 11名

（平成24年1月31日現在）

以上



メ モ

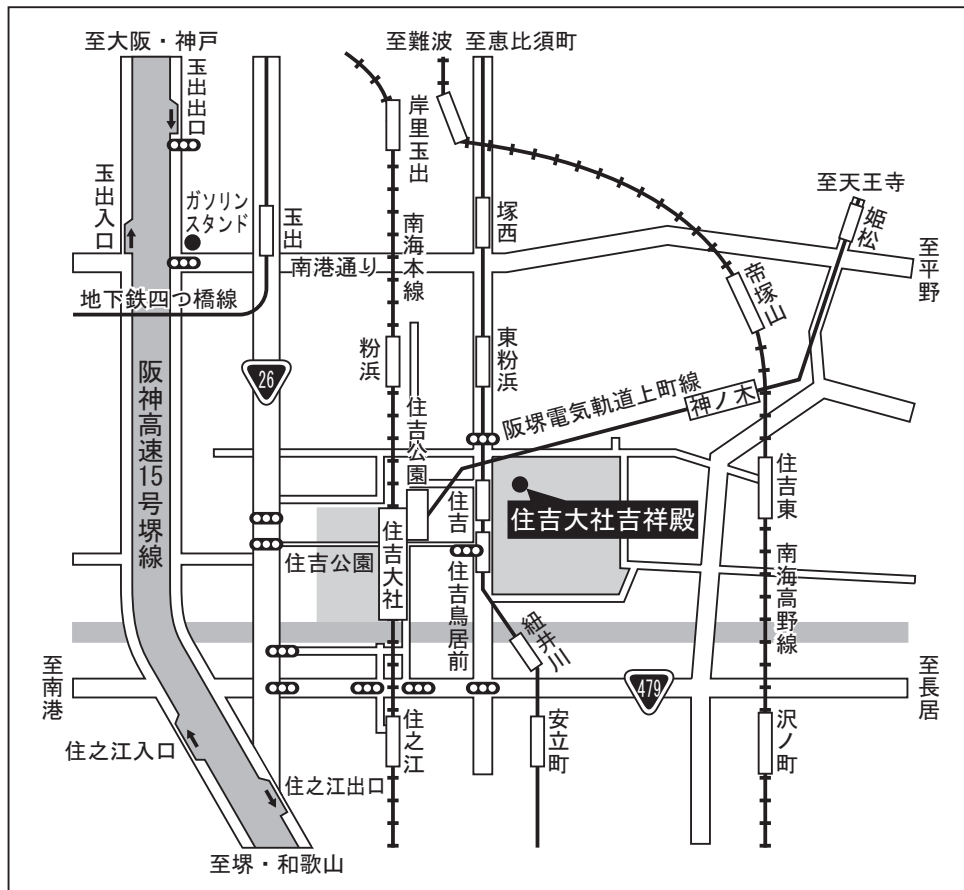
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

場 所 大阪市住吉区住吉二丁目 9 番89号  
住吉大社吉祥殿 1階「明石の間」



- 交 通 ●南海電鉄 南海本線「住吉大社」駅から東へ徒歩約3分  
南海高野線「住吉東」駅から西へ徒歩約5分  
※「なんば」駅から「住吉大社」駅・「住吉東」駅まで約10分
- 阪堺電気軌道鉄道（路面電車）  
阪堺線「住吉」駅から徒歩すぐ  
上町線「住吉公園」駅から徒歩約2分  
※天王寺・阿倍野方面から「住吉」駅まで約15分